

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後		現行	
(略)		(略)	
(センター等)		(センター等)	
第24条 本学に、別表2のとおり、センター等を置く。		第24条 本学に、別表2のとおり、センター等を置く。	
2 センター等に関し必要な事項は、別に定める。		2 センター等に関し必要な事項は、別に定める。	
(略)		(略)	
<u>附 則</u>			
<u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>			
別表1（第20条第6項関係）（略）		別表1（第20条第6項関係）（略）	
別表2（第24条第1項関係）		別表2（第24条第1項関係）	
センター等	保健管理センター 国際交流推進センター 入学センター 教育センター	センター等	保健管理センター 国際交流推進センター 入学センター 教育センター

地域共生医育センター
インスティテューショナル・リサーチ室
研究推進本部
知的財産センター
研究技術支援センター
先進医工学研究センター
看護職キャリア支援センター

地域共生医育統合センター
インスティテューショナル・リサーチ室
研究推進本部
知的財産センター
研究技術支援センター
先進医工学研究センター
看護職キャリア支援センター

【改正理由】

地域共生医育統合センターの改称に伴い、所要の改正を行うものである。